

奥玉世守 第 H26-003 号
平成 26 年 10 月 18 日

奈良県教育委員会事務局
文化財保存課長 小 槻 勝 俊 様

奥熊野玉置の世界遺産を守る会 代表 原 秀雄
(有)ミュージアム工学研究所 代表 樹井 喜孝
森田樹木医事務所 代表 森田 由一

神代杉着生木伐採等に係る申し入れ事項について（連絡）

10月6日に、貴課課長補佐 入倉徳裕様より、私共の申し入れ事項を了解できない旨のメールをいただきましたが、「取り急ぎ当方の基本的見解をお知らせ、、、」とありましたので、後日、“各項目に対する具体的な見解”を正式な文書にて頂けるものとお待ちしていましたが、10日を経て受け取れません。

また、県知事と県教育長あての書面にての申し入れに対して、受け取りに同席された文化財保存課長補佐名のメールの見解では、公文書として「奈良県教育委員会行政文書管理規定」にも全く定めのない形式ですので、奈良県および奈良県教育委員会の公式見解として受け取ることはできません。

当会からの申し入れ事項を承服できないのであれば、各項目に対する県としての見解を、主張されている根拠をきちんと明示した上で、知事と教育長名の正式な公文書(公印ならびに契印を押印)にて作成の上、10月25日(土)までにご郵送下さい。

なお、これについても、正式な文書でない場合や、前回のように論点をはぐらかすのみの見解の場合、また、主張される具体的な見解やその根拠を述べられない場合、またこのまま音沙汰の無い場合は、当方の見解を承服されたものと見なし、本案件に於ける双方概ねの最終共通認識とさせて頂きます。それを以って、世界遺産登録案件であることからも、これまでの委細を“教訓事例”として広く発信させていただきます。

敬具